

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干の問題に関する
最高人民法院の解釈（一）

（最高人民法院裁判委員会第 1563 回会議 2012 年 12 月 10 日採択）
（法釈[2012]24 号）
（2012 年 12 月 28 日公布、2013 年 1 月 7 日施行）

涉外民事事件を正しく審理するため、「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の規定に基づき、人民法院が当該法を適用する際の関連問題について次のとおり解釈する。

第 1 条 民事関係に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、人民法院は、これが涉外民事関係であると認定することができる。

- （一）当事者の一方又は双方が外国公民、外国の法人若しくはその他の組織又は無国籍者であるとき
- （二）当事者の一方又は双方の常居所地が中華人民共和国の領域外にあるとき
- （三）目的物が中華人民共和国の領域外にあるとき
- （四）民事関係を発生させ、変更させ、又は消滅させる法的事実が中華人民共和国の領域外において発生したとき
- （五）涉外民事関係であると認定することができるその他の事由

第 2 条 涉外民事関係法律適用法の実施以前に発生した涉外民事関係について、人民法院は、当該涉外民事関係の発生時における関係法律の規定に基づき、適用すべき法律を確定しなければならない。当時の法律に規定がない場合には、涉外民事関係法律適用法の規定を参照して確定することができる。

第 3 条 涉外民事関係法律適用法とその他の法律とで、同一の涉外民事関係への法律適用について、規定が一致しない場合には、涉外民事関係法律適用法の規定を適用する。但し、「中華人民共和国手形小切手法」、「中華人民共和国海商法」、「中華人民共和国民間航空法」等の商事領域の法律の特別規定及び知的財産権領域の法律の特別規定については、この限りでない。

涉外民事関係の法律適用について、涉外民事関係法律適用法に規定がなく、その他の法律に規定がある場合には、その他の法律の規定を適用する。

第 4 条 涉外民事関係の法律適用が国際条約の適用にかかわる場合には、人民法院は、「中華人民共和国民法通則」第 142 条第 2 項及び「中華人民共和国手形小切手法」第 95 条第 1 項、「中華人民共和国海商法」第 268 条第 1 項、「中華人民共和国民間航空法」第 184 条第 1 項等の法律の規定に基づき、これを適用しなければならない。但し、知的財産権領域の国際条約について、それが既に国内法に転換されている場合及びそれを国内法に転換する必要がある場合は、この限りでない。

第 5 条 涉外民事関係の法律適用が国際慣行の適用にかかわる場合には、人民法院は、「中

華人民共和国民法通則」第142条第3項及び「中華人民共和国手形小切手法」第95条第2項、「中華人民共和国海商法」第268条第2項、「中華人民共和国民間航空法」第184条第2項等の法律の規定に基づき、これを適用しなければならない。

第6条 涉外民事関係に適用される法律を当事者が選択することができる旨の明確な規定が中華人民共和国の法律にない場合において、当事者が適用される法律を選択したときは、人民法院は、当該選択が無効であると認定するものとする。

第7条 一方の当事者が、双方の合意により選択された法律が係争中の涉外民事関係と実質的な関連を有しないことを理由として選択の無効を主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

第8条 当事者が、第一審の法廷弁論終結前に、適用される法律の選択又は選択の変更を合意する場合には、人民法院は、これを許可するものとする。

各当事者が同一の国の法律を援用し、かつ、法律適用に係る異議を申し立てていない場合には、人民法院は、涉外民事関係に適用される法律について当事者が既に選択をしたものと認定することができる。

第9条 中華人民共和国に対し未だ効力を生じていない国際条約を当事者が契約において援用している場合には、人民法院は、当該国際条約の内容に基づき当事者間の権利義務を確定することができる。但し、中華人民共和国の社会公共の利益又は中華人民共和国の法律若しくは行政法規の強制的規定に違反する場合は、この限りでない。

第10条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、中華人民共和国の社会公共の利益にかかわり、当事者が約定により適用を排除することができず、抵触規範による指定を経ることを要せずに涉外民事関係に直接適用される法律又は行政法規の規定については、人民法院は、これを涉外民事関係法律適用法第4条の定める強制的規定であると認定しなければならない。

- (一) 労働者の権益の保護にかかわる
- (二) 食品又は公共衛生の安全にかかわる
- (三) 環境の安全にかかわる
- (四) 外国為替管理等、金融の安全にかかわる
- (五) 独占禁止又はアンチダンピングにかかわる
- (六) 強制的規定であると認定すべきその他の事由

第11条 一方の当事者が涉外民事関係の連結点を故意に創出して中華人民共和国の法律又は行政法規の強制的規定を回避する場合には、人民法院は、外国法を適用するという効力が生じない旨を認定するものとする。

第12条 涉外民事紛争の解決が別の涉外民事関係の確認を前提としなければならない場合には、人民法院は、当該先決問題自体の性質に基づき、それに適用すべき法律を確定しなければならない。

第13条 事件が2以上の涉外民事関係にかかわる場合には、人民法院は、適用すべき法律をそれぞれ確定しなければならない。

第14条 当事者が涉外仲裁合意に適用される法律を選択しておらず、かつ、仲裁機関又は仲裁地の約定が当事者間に無く、又は不明確である場合には、人民法院は、中華人民共和国法を適用して当該仲裁合意の効力を認定することができる。

第15条 自然人が涉外民事関係の発生又は変更若しくは終了の時点において既に1年以上

連続居住し、かつ、その生活の中心となっている場所について、人民法院は、これを、涉外民事関係法律適用法の定める自然人の常居所地であると認定することができる。但し、傷病治療、労務派遣、公務等の場合は、この限りでない。

第16条 人民法院は、法人の設立登記地を涉外民事関係法律適用法の定める法人の登記地であると認定しなければならない。

第17条 人民法院は、当事者による提供、中華人民共和国に対して既に効力を生じている国際条約の定めるルート及び中国内外の法律専門家による提供等の合理的なルートを通じてもなお外国法を入手することができない場合には、外国法を調査して明らかにすることができない旨を認定することができる。

当事者が涉外民事関係法律適用法第10条第1項の規定に基づき外国法を提供しなければならない場合において、当該当事者が人民法院の指定する合理的期間内に正当な理由なく当該外国法を提供しないときは、外国法を調査して明らかにすることができない旨を認定することができる。

第18条 人民法院は、適用すべき外国法の内容並びにその理解及び適用についての各当事者の意見を聴取しなければならない。当該外国法の内容並びにその理解及び適用について、いずれの当事者にも異議がない場合には、人民法院は、これを確認することができ、当事者に異議がある場合には、人民法院が審査して認定する。

第19条 香港特別行政区及びマカオ特別行政区にかかわる民事関係の法律適用問題については、本規定を参照適用する。

第20条 涉外民事関係法律適用法の施行後に発生した涉外民事紛争事件のうち、本解釈施行後に最終審が未了のものについては、本解釈を適用し、本解釈施行前に既に最終審を経ているものについて、当事者が再審を申し立て、又は裁判監督手続に従い再審が決定された場合には、本解釈を適用しない。

第21条 当院が以前に発布した司法解釈が本解釈と一致しない場合には、本解釈を基準とする。

（法令原文名称：关于适用《中华人民共和国涉外民事关系法律适用法》若干问题的解释（一））